



平成 21 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 : 日 本 乾 溜 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 内 倉 貢
(コード番号 1771 福証)

問 合 せ 先 :

役 職・氏 名 執 行 役 員 後 藤 信 博
総 務 企 画 部 長
(TEL 092-632-1050)

「内部統制システムの構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 28 日開催の取締役会において、平成 21 年 10 月 1 日に実施した子会社化に対応するため、内部統制システムの構築の基本方針の一部改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

内部統制システムの構築基本方針

I. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は経営理念である『環境にやさしく安全な社会の創造に向けてあくなき挑戦を続ける』のもと、法令、その他の社会的規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行い社会に貢献するため、「カンリュウグループ コンプライアンス・マニュアル～私たちの行動基準～」を定め、取締役はその遵守及び浸透を徹底する。

コンプライアンス体制の整備及び維持を図るため、コンプライアンス統括事務局を総務企画部に設けるとともに「内部通報規程」を設け、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制を構築する。

当社は、監査役会を設置し、各監査役は監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行の状況の監督・監視を行う。

II. 株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制

1 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持するとともに閲覧対象者の制約を設ける。

2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係るリスクの把握と管理体制を構築するため「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

リスク管理に関する事項について定期的に取り締役に報告するとともに具体的な個別事案については、都度取締役会に報告する。

不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について取締役会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・職制規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

4 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、その他の社会的規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行い社会に貢献するため、「カンリュウグループ コンプライアンス・マニュアル～私たちの行動基準～」を定める。

コンプライアンス統括事務局を総務企画部内に設け、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。

法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、総務企画部の担当者を直接の情報受領者とする内部者通報システムを整備し、「内部通報規程」に基づきその運用を行う。

取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告する。

監査役は、当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

また、内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を設置し、各部署の日常的な業務状況の監査を実施するとともに監査役と連携し、コンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討する。

5 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用する行動指針として、「カンリュウグループ コンプライアンス・マニュアル～私たちの行動基準～」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定めるものとする。

経営管理については、グループ会社経営管理基本方針を定め、「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査室又はコンプライアンス統括事務局である総務企画部に報告するものとする。監査室又はコンプライアンス統括事務局である総務企画部は直ちに監査役に報告を行うものとする。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役より監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者の任命を要請された場合については、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命する。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命する場合は、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することで、取締役からの独立性を確保するものとし、監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しない。

8 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は業務執行に関する事項について、毎月1回開催される定例の取締役会にて監査役に報告するものとし、また、取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

さらに、社内報告体制に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当者は、監査役監査及び会計監査人の相互連携を実施するものとし、内部監査を実施する監査室が、内部監査結果を監査役に報告する。

また、監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他の監査業務の遂行にあたり監査役が必要とする場合は、内部監査部門に対して調査を求めることができる。

会計監査人により行われる監査及び監査講評時に監査役及び内部監査担当者が同席し、意見・情報の交換を行う。

さらに、監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるものとする。

Ⅲ. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「カンリュウグループ コンプライアンス・マニュアル～私たちの行動基準～」において、「社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人・団体とは一切関わらない」ことを定め、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や、そうした勢力による被害を防止することに努めるものとする。

Ⅳ. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制の構築・整備を推進する。

以 上